

各府省庁におけるテレワーク取得の条件等 (1) ①

主な取組内容

- フレックスタイム制 (21府省庁)
- 休憩時間の延長^{※1} (13省庁)
- 勤務の一時中断・再開^{※2} (10省庁)
- 時間単位、午前・午後のみ取得 (18府省庁)

府省庁等名	勤務時間の柔軟化の措置			平成27年度テレワーク取得単位
	フレックスタイム 制の導入	休憩時間の延長	勤務の一時中断・ 再開	
内閣官房	○	○	○	1日
内閣法制局	○	—	—	1日
人事院	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
内閣府	○	—	—	1日、午前のみ又は午後のみ
宮内庁	○	—	—	1日、午前のみ又は午後のみ
公正取引委員会	○	○	○	1日、午前のみ又は午後のみ
警察庁	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
個人情報保護委 員会	—	—	—	1日
金融庁	○	○	—	1日、午前のみ又は午後のみ

※1:勤務時間の一部においてテレワークを行う職員が、職場・自宅間の移動時間分、休憩時間を延長することが可能となる措置。

※2:テレワークを行う職員が、職場・自宅間の移動、育児、介護をするために勤務を一時中断し、再開することが可能となる措置。

各府省庁におけるテレワーク取得の条件等（1）②

府省庁等名	勤務時間の柔軟化の措置			平成27年度テレワーク取得単位
	フレックスタイム 制の導入	休憩時間の延長	勤務の一時中断・ 再開	
消費者庁	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
復興庁	○	－	－	1日
総務省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
法務省	○	－	－	1日、時間
外務省	○	○	－	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
財務省	○	－	－	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
文部科学省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
厚生労働省	○	○	○	1日、午前のみ又は午後のみ
農林水産省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
経済産業省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
国土交通省	○	－	－	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
環境省	○	○	－	1日、午前のみ又は午後のみ（育児又は介護を行う職員のみ）
防衛省	○	－	－	1日、時間、午前のみ又は午後のみ

対象者の概要

- 常勤職員 (22府省庁)
 - ・条件なし (3省庁)
 - ・勤務経験 (「6カ月以上」または「1年以上」) 等の条件 (7府省庁)
 - ・育児・介護・妊婦・けが等の一定の条件を有する職員に限定 (8省庁)
 - ・課長補佐級以下に限定 (2省) (うち、1省は6月以降局長級まで拡大)
 - ・その他の条件 (2省庁)
- 非常勤職員を含む (5省庁) (勤務経験等の条件付きを含む。)

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
内閣官房	本省	各省等の勤務経験1年以上の全職員	
内閣法制局	長官総務室	常勤職員	本格実施において全職員へ対象者の拡大を検討。
人事院	本院	○小学生までの子を養育しており、テレワークの実施により業務能力の向上が期待できる職員 ○国会管弁作成実務を担当する職員	介護について、実施要望があれば、試行を実施。
内閣府	本府	勤務経験6カ月以上の常勤職員	地方支分部局の職員への適用については、今後、検討。
宮内庁	本庁、地方	勤務経験1年以上の全職員	

各府省庁におけるテレワーク取得の条件等（2）②

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
公正取引委員会	事務総局	<p>全職員のうち、以下のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康であり、かつ、勤務態度が良好。 ・担当している業務がテレワークに適しており、かつ、テレワークにより適正に業務が遂行できること（窓口業務、対外折衝業務等担当者はテレワークに不向きであるため原則不可。） ・出勤した場合と同様の業務量を処理することができること。 ・職場にテレワーク試行実施者の業務遂行状況を監督するマネージャーを置くことができること。 ・自宅でブロードバンド回線（ADSL回線、光回線等）によりインターネットにアクセス可能な環境にあること。 	
警察庁	警察庁（警察庁長官及び次長を除く）	<p>常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護のため時間制約のある職員・妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 ・テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員 	<p>実際に試行実施した職員の要望等を踏まえ、今後の対象範囲の拡大について検討。</p>
個人情報保護委員会	事務局	勤務経験1年以上の常勤職員	
金融庁	本庁	勤務経験1年以上の常勤職員	非常勤職員も対象者とする予定。
消費者庁	本庁	常勤職員	

各府省庁におけるテレワーク取得の条件等 (2) ③

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
復興庁	本庁・地方	常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者 ・試行テレワークによっても適切な処理が可能な業務があること。 ・業務量が1日分以上あること。 ・申出書の提出日と試行テレワーク期間の開始日の間が2週間以上あること。 ・就学前の子又は要介護の家族がいること。	試行実施を踏まえ、拡大を検討。
総務省	本省・地方	勤務経験6カ月以上の常勤職員	非常勤職員については、業務の形態及びその内容や平成28年度の試行状況を踏まえ、対象となり得る範囲を検討。
法務省	本省局部課及び本省 所管各庁のうち所管 局が指定する機関	常勤職員	
外務省	本省及び研修所	全職員のうち、以下のいずれかに該当する者(ただし、業務の性質上、テレワークが不可能な業務、期間業務職員、外交実務研修員を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護のため時間制約のある職員 ・妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 ・その他業務の生産性の向上等が期待できる事由のある職員 	在外公館におけるテレワーク導入は、本年度の本省における実施状況や在外のテレワークに関するニーズ等を踏まえ、平成28年度以降の実施の可否について検討。

各府省庁におけるテレワーク取得の条件等（2）④

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
財務省	本省、大阪税関	<p>常勤職員のうち、以下のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間の人事評価における全体評語（過去1年間の人事評価の評語がない場合は、実績のある直近の1年間における人事評価における全体評語）がすべて「B」以上である者 ・ 所掌事務がテレワークに適しており、テレワークにおいても職務に専念できる者 	
文部科学省	本省、スポーツ庁・文化庁の本庁、国立教育政策研究所	<p>本省、スポーツ庁・文化庁の本庁については、全職員のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児や介護のため時間制約のある職員 ・ 妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 ・ その他業務の生産性の向上等が期待できる事由のある職員 <p>国立教育政策研究所については、常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児や介護のため時間制約のある職員 ・ 妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 	平成28年度より、施設等機関である科学技術・学術政策研究所においてもテレワーク実施規程を策定。
厚生労働省	本省、中央労働委員会事務局	<p>○（6月まで）勤務経歴1年以上で課長補佐級以下の職員</p> <p>○（6月以降）局長級まで拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年4月以降は、内部部局等の勤務経歴が1年未満の者も対象とする。 ・ 平成28年4月以降は、時間単位のテレワークを認めることとした。
農林水産省	本省、林野庁・水産庁の本庁	課長補佐級以下の常勤職員	政府共通プラットフォーム上の外部接続環境提供サービスを活用し、平成28年度4月以降順次、地方農政局におけるテレワーク試行を開始予定。

各府省庁におけるテレワーク取得の条件等 (2) ⑤

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
経済産業省	本省、外局、地方局	<p>常勤職員のうち、以下のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児(小学3年生までの子の養育)・介護(配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他同居する要介護者の介護(配偶者、父母、子、配偶者の父母については同居・別居を問わない。))又は妊娠、怪我等の理由により通勤時間の削減が望まれる職員又は通常の通勤が大きな負担となっている職員。 ・当該職員の在宅勤務による課室内等のコミュニケーションの低下などにより、課室のパフォーマンスに影響が生じることがないと考えられること。 ・これまでの勤務実績を踏まえて、在宅勤務であっても職場勤務と同程度のアウトプットを出すと見込まれる者であること。 	<p>今後の検証を経て、育児・介護職員以外の職員に適用対象を拡大。</p>
国土交通省	本省、観光庁・気象庁・運輸安全委員会・海上保安庁の本庁	勤務経験1年以上の常勤職員	平成28年度に、退庁後の時間単位のテレワークの導入を検討予定。
環境省	本省	再任用短時間勤務職員、期間業務職員、人事院規則等により勤務時間の短縮等の措置を受けている者を除く職員。	必ずしも終日の利用に限らず、1日のうちの必要な時間のみテレワークの活用ができるよう制度の整備を進める予定。
防衛省	本省	<p>常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護のため時間制約のある職員 ・妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 ・テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度中に人事担当部局以外の部局を含め更に広く試行を実施予定。 ・各機関等においても本省内部部局の試行結果や機関等の勤務の勤務の特性を踏まえ、平成29年度以降試行予定。

(参考4) 各府省庁におけるシステム調達の計画について①

共通的な予定

- 各府省庁のシステム更改のタイミングにあわせて、テレワーク機能の拡充を行う。
(政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用を含む。)

	ソフトウェア等の現状			各府省庁における予定(平成28年3月時点)
	メール利 用・サーバ アクセス	スケジュー ル管理等	チャット・ ウェブ会議	
内閣官房	○	—	○	平成30年度にシステム更改を予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改時に判断。
内閣法制局	○	○	—	平成29年1月にシステム更改を予定。 チャット・ウェブ会議はテレワークの実施状況を踏まえ、今後検討。
人事院 ※	—	—	—	平成30年度にシステム更改を予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、今後検討。
内閣府	○	—	○	平成27年1月に更改し、平成30年12月まで運用。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改時に判断。
宮内庁	○	○	○	現行で対応予定。
公正取引委員会	○	—	○	テレビ会議システムの更改(平成30年度予定)、グループウェアシステムの更改(平成31年度予定)の機能拡充を検討。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、平成28年度の試行開始に向けて現在検討中。
警察庁	○	—	—	テレワークシステムの構築を検討中。

※人事院はスタンドアローンで実施。

各府省庁におけるシステム調達の計画について②

	ソフトウェア等の現状			各府省庁における予定(平成28年3月時点)
	メール利用・サーバーアクセス	スケジュール管理等	チャット・ウェブ会議	
個人情報保護委員会	○	—	○	平成27年1月に更改造し、平成30年12月まで運用。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改造時に判断。
金融庁	○	○	—	平成27年7月より政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境を利用。
消費者庁	○	—	—	平成30年1月にシステム更改造予定。テレワーク機能の拡充を検討予定。 スケジュール管理等、チャット・ウェブ会議はテレワークの実施状況、予算等を踏まえ計画。
復興庁	○	—	○	平成27年1月に更改造し、平成30年12月まで運用。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改造時に判断。
総務省	○	○	○	平成29年4月にシステム更改造予定。
※ 法務省	—	—	—	平成29年1月に政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境へ移行予定。
外務省	○	○	—	平成27年度末に更改造。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定なし。 チャット・ウェブ会議は次期システム更改造時に可能性を検討。
財務省	○	○	—	平成29年6月のシステム更改造時に、リアルタイムコミュニケーション機能を導入予定。
文部科学省	○	○	○	平成29年1月にシステム更改造予定。

※法務省はスタンドアローンで実施。

各府省庁におけるシステム調達の計画について③

	ソフトウェア等の現状			各府省庁における予定(平成28年3月時点)
	メール利用・サーバアクセス	スケジュール管理等	チャット・ウェブ会議	
厚生労働省	○	○	○	平成30年7月にシステム更改予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境を平成27年度より試験的に利用し、導入の可否について検討中。
農林水産省	○	○	—	政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用については、平成28年6月に地方農政局の一部において試行を行う予定。
経済産業省	○	○	○	平成30年2月にシステム更改予定。
国土交通省	○	○	—	平成31年度にシステム更改予定。
環境省	○	○	—	平成28年11月にシステム更改予定。 システム更改時にネットワークの利用拡大に向けたシステム整備を行う予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、検討中。
防衛省	○	○	—	チャット・ウェブ会議はチーム型テレワークの試行実施時期に機能の導入を検討。

<テレワークのメリット>

《ワークライフバランスの観点》

- 通勤時間を家事・育児・介護に充てるなど有効に時間を使うことができ、仕事と育児・介護の両立の上でも高い効果があった。
- 通勤による身体的負担・時間的負担が軽減した。
- 体調が悪くとも自宅ですることができる作業もあるため、こうした勤務形態を利用できることは有難い。
- 育児休業で長期間職場を離れていた不安を、在宅勤務により徐々に解消することができた。

《業務効率化の観点》

- 電話対応等が少なくなるため、集中して業務に当たることができた。共用フォルダを利用して情報共有しつつ効率的に作業することができた。
- 普段と異なる環境で業務できるので、いつもと違う発想ができた。
- 資料作成や確認といった単純作業、一人で考える業務などに有効
- 業務の生産性の向上を実感することができた。

テレワーク実施に関する職員の意見等②

<苦勞した点や要望>

- テレワーク申請から実施までの期間が短縮されれば、より柔軟な勤務ができるのではないか。
- 通勤前に大雨や大雪などで交通機関の大幅な遅れが生じている(又は明らかに遅延が見込まれる)場合に、当日であっても上司の許可を得た上でテレワークに切り替えて勤務することが可能となるよう柔軟な対応も必要。
- 確認できるデータに限りがある。
- 過去の紙資料等を参照しなければならぬ場合は困難。
- 現状のテレワークでは、職場との主なコミュニケーション手段は電話等の音声が使えず、メールにより実施しているため、効率的ではない。
- 「ログインがスムーズにできない」、「始めの設定に40分間を要した」、「画面のスクロールに時間がかかる」といった問題点が指摘された。
- 障害発生時のサポート体制の整備が必要。
- 現状のテレワークでは、レク業務やブレインストーミングや複数人との調整・意見交換に向かない。

⇒ 各省庁において、規程の改訂(制度面)やシステム更改をとらえた機能拡充(システム面)を検討

主な取組内容

- 申請手続き等の簡素化（申請期間の短縮）（3省庁）
- 優先的に貸し出し可能な携帯電話の導入（1省）
- 普及に向けた周知徹底（全府省庁）

府省庁等名	テレワークの取組内容
内閣官房	○内閣官房LANを通じて周知。
内閣法制局	○局内LANを通じて周知するなどし、テレワークの推進を図る。
人事院	○本院各局においてテレワーク可能な業務の掘り起しを実施。 ○各部署担当者を通じて周知。 ○実施日の柔軟な設定（実施日の設定を「2週間前」から「1週間前」までに変更）。 ○持ち帰りのための、よりコンパクトな機器を導入予定。
内閣府	○内閣府LAN、メール送付等により周知。
宮内庁	○メール送付等により周知。
公正取引委員会	○部下職員がテレワークを実施しやすい雰囲気醸成するため、本局の全ての管理職員にテレワークの実施を促す。 ○委員会LANを通じて周知。 ○育児等の事情を抱える職員を対象に説明会を開催予定（平成28年度実施予定）。 ○事前準備（端末の貸出等の手続き）を簡素化するため、実施規定を整備し、2回目以降の実施者においては、実施前日の申請でも可能となるよう措置。
警察庁	○各部署担当者を通じて周知。
個人情報保護委員会	○庁内LAN、会議等により周知。 ○育児を行っている職員には積極的な利用を個別に呼びかけを実施。

各府省庁におけるテレワーク推進に向けた取組内容について②

府省庁等名	テレワークの取組内容
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワーク実施頻度を「週1日以上」から「月1日以上」に柔軟化。 ○庁内LAN、メール送付等により周知。
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ポータルサイト、メール送付により周知。
復興庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークライフバランス推進強化月間中、テレワーク実施可能な業務等の把握のため職員アンケートを実施。当該結果を踏まえ、本年のワークライフバランス推進強化月間(7～8月)において、モデル部署を選定し、テレワーク勤務体験を実施する方向で検討中。 ○庁内LAN、会議等により周知。
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○省内LANを通じて周知。 ○本省を中心にできる限り多くの職員への積極的なテレワーク利用を促すため、7月中の特定の1週間を「総務省テレワークウィーク」と定め実施。
法務省	<ul style="list-style-type: none"> ○幹部職員によるテレワークの実施結果等を省内広報で周知。
外務省	<ul style="list-style-type: none"> ○省内LAN、会議等により周知。 ○育休中職員を対象とする復職説明会において本制度について紹介。当省職員が運営する両立支援サークル座談会において本制度について紹介。
財務省	<ul style="list-style-type: none"> ○子を養育する職員の正規の勤務時間以外の実施が可能となるよう措置。 ○省内LAN、会議等により周知。 ○テレワークを実施した職員による体験記を作成・職員に周知するなど、普及に向けた活動を実施。
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員に対してテレワーク制度の周知。実施者の体験談や感想等を併せて周知。 ○貸出PCについては、メンテナンス等の観点から毎月返却しているが、平成29年1月のシステム更新に併せてシンククライアント端末を全職員に提供する見込みであり、これにより貸出期間の長期化に対応する予定。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○省内LANを通じて周知。 ○平成27年度は、ゆう活期間中においてテレワークに積極的に取り組むよう指示 ○平成28年度は、本省職員が平均して年2回(6,800人日)。27年度実績489人日。)テレワークを実施するよう目標を設定の上、 ・時間単位の実施が可能となるよう措置 ・テレワーク勤務に必要な認証装置(接続用トーン)の拡充(250台から1,000台) ・テレワーク実施の事務手続の簡素化などの制度の見直し

各府省庁におけるテレワーク推進に向けた取組内容について③

府省庁等名	テレワークの取組内容
農林水産省	○各部署担当者を通じて周知。 ○政府共通PFIリモートアクセス環境を利用したテレワーク試行を実施。
経済産業省	○省内LAN、会議等により周知。 ○ワークライフバランス推進月間においては、PRビデオを作成し、省内放送で流す、あるいは経産省広報紙において広告を掲載。 ○在宅勤務者が優先的に使用できる貸し出し携帯電話を導入。
国土交通省	○育児・介護等を行う職員がより柔軟に利用できるようにするため、退庁後の時間単位のテレワークを行う「プッチ・テレワーク」を試行。 ○省内LANを通じて周知徹底。
環境省	○省内LAN、メール送付等により周知。
防衛省	○省内LAN、メール送付、各部署担当者、マスコットキャラ等を通じて周知。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 32								
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍									
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成									
小項目	(3)行政分野、理工系分野等における女性の参画拡大									
細項目	<p>①「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」や各府省において女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、女性職員の計画的な育成のための柔軟な人事管理の積極的な実施、男女のワーク・ライフ・バランス等を進める管理職に対する適切な人事評価の徹底、徹底した超過勤務の縮減や休暇の取得促進などの女性活躍に資する取組を進めるとともに、今年度から原則として全ての職員を対象に拡充されたフレックスタイム制度の円滑な実施を図る。加えて、「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」における議論も踏まえ、政策の質や行政サービスの向上につながるよう、本年夏の「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間も含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を強化する。</p>									
該当施策名(事業名)	国家公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進									
当該施策の背景・目的	<p>国家公務員においては、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成28年1月28日一部改正。以下「取組指針」という。)、取組指針に基づく各府省の取組計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく特定事業主行動計画に基づき、率先して女性活躍・ワークライフバランス推進に取り組んでいるところ。また、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)等を踏まえ、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」(平成28年7月29日内閣官房内閣人事局決定。以下「重点取組方針」という。)を策定し、「働き方改革」を更に加速することとしたところ。</p> <p>男女全ての職員にとって働きやすい職場環境づくりに向けて、女性活躍・ワークライフバランス推進の動きを加速していく。</p>									
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正								
		税制改正要望								
	○	<p>予算</p> <table border="0"> <tr> <td>28年度当初予算:</td> <td>50,282 千円</td> </tr> <tr> <td>28年度一次補正予算:</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>28年度二次補正予算:</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>29年度要求予算:</td> <td>102,135 千円</td> </tr> </table>	28年度当初予算:	50,282 千円	28年度一次補正予算:	- 千円	28年度二次補正予算:	- 千円	29年度要求予算:	102,135 千円
	28年度当初予算:	50,282 千円								
	28年度一次補正予算:	- 千円								
28年度二次補正予算:	- 千円									
29年度要求予算:	102,135 千円									
	機構定員要求									
	その他(具体的に)									
当該施策概要	<p>上記目的の達成に向け、取組指針等に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的育成、 ・女性職員の活躍及び男女のワークライフバランスに資する取組を行う管理職を増やすための研修の実施やeラーニング教材の開発、 ・男女全ての職員のワークライフバランスの実現のため、「ゆう活」等を通じた超過勤務の縮減、業務の効率化、フレックスタイム制等による時間と場所の柔軟化等に加え、重点取組方針に基づきリモートアクセスとペーパーレスの推進、管理職をはじめとしたマネジメント改革、不要業務の廃止を含めた業務効率化等による「働き方改革」等の取組を強力に推進していく。 									
担当府省庁	内閣官房									
	内閣人事局(女性活躍促進・ダイバーシティ担当)									

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 33
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(3) 行政分野、理工系分野等における女性の参画拡大	
細項目	<p>① 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」や各府省において女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、女性職員の計画的な育成のための柔軟な人事管理の積極的な実施、男女のワーク・ライフ・バランスを進める管理職に対する適切な人事評価の徹底、徹底した超過勤務の縮減や休暇の取得促進などの女性活躍に資する取組を進めるとともに、今年度から原則として全ての職員を対象に拡充されたフレックスタイム制度の円滑な実施を図る。加えて、「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」における議論も踏まえ、政策の質や行政サービスの向上につながるよう、本年夏の「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間も含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を強化する。</p> <p>また、政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境提供サービスの利用拡大を図る等、在宅等でのテレワークを推進し、執務室勤務を前提としない働き方を積極的に導入することで、国家公務員のワークスタイルの変革を実現する。</p>	
該当施策名 (事業名)	政府情報システム刷新のためのクラウド基盤の整備・運用	
当該施策の背景・目的	政府情報システムのクラウド化を推進するため、これまで、各府省が情報システムの稼働に必要なサーバ機器やサーバ機器を設置するデータセンタを別々に整備し、かつ運用・監視業務等も別々に実施している状況に対し、クラウドコンピューティング技術を活用した「霞が関クラウド」とも言える「政府共通プラットフォーム」を平成25年3月より運用開始し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進しているところである。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 8,975,050 千円 の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 13,056,400 千円 の内数
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	各府省別々に構築・運用している政府情報システムのクラウド化を図るための基盤として、クラウドコンピューティング技術を活用し、①複数システムでのハードウェアの共用、②OS・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化、③運用監視の一元化等を実現する政府共通プラットフォームを整備し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進していく。	
担当府省庁	総務省 行政管理局管理官室(政府共通プラットフォーム担当)	